

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(答申(素案))  
へのパブリックコメント

本答申(素案)においては、全体にわたって専門家や関係機関との連携の重要性を主張しており、その中でスクールソーシャルワーカーの重要性について何回も触れていただき、ソーシャルワークに関わる団体として感謝申し上げます。

そのうえで、以下の点について意見を申し上げます。

3(1)①「教職員の指導体制の充実」の(教員の業務の見直し)(P21)において、「例えば」として、いじめへの対応についての記載があります。その中でスクールカウンセラーについての記述がありますが、スクールソーシャルワーカーについての記述がありません。

例示部分ではありますが、教員、養護教諭以外の記述がスクールカウンセラーに限定されると、いじめられている生徒本人に対する働きかけが、いじめ対応の中心であるように受け止められる危険があります。また、子供たちの問題行動の背景には、多くの場合、子供たちの心の問題とともに、子供たちの置かれている環境の問題があり、スクールカウンセラーとともにスクールソーシャルワーカーを活用することが重要であると考えます。

そこで、スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーについても以下のように記載頂くようお願いいたします。

P21 最終段落「例えば、いじめへの対応についてスクールカウンセラーがカウンセリング等に関わることは、有効な機能を発揮しているが、スクールカウンセラーに全ての対応を～」を「例えば、いじめへの対応についてスクールカウンセラーがカウンセリング等に関わることやスクールソーシャルワーカーが環境調整等を行うことは、有効な機能を発揮しているが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに全ての対応を～」に修正をお願いいたします。

また、「心理学の観点から助言や援助を行うスクールカウンセラー、」の次に「福祉の観点から環境への働き掛けなどを行うスクールソーシャルワーカー、」を追加してくださるようお願いいたします。